

DMM Bitcoin サービス基本約款

第1条 (本約款の適用)

- 1 このDMM Bitcoin サービス基本約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社DMM Bitcoin (以下「当社」といいます。)がお客様に提供する仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換、売買の媒介、取次ぎ、レバレッジ取引、その他仮想通貨に係る関連サービス(以下「本サービス」といいます。)に適用されるものです。
- 2 本約款の内容と、本約款とは別に特定サービスについて当社が定める個別の約款、説明書等(以下「個別約款等」といいます。)の内容が異なるときは、個別約款等が本約款の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 (本サービスの利用)

- 1 お客様は、本約款及び個別約款、仮想通貨取引説明書等(以下「本約款等」といいます。)に従って、本サービスを利用するものとします。お客様は、本約款等に同意をしない限り、本サービスを利用することができません。
- 2 お客様は、本サービスを実際に利用することにより、本約款等に同意をしたものとみなされます。
- 3 お客様は、本サービスの利用の対価として、当社が別途定める利用料金を当社に支払うものとします。
- 4 お客様は、本サービスに関する知的財産権及びその他の権利を取得するものではありません。

第3条 (利用環境の整備等)

- 1 お客様は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(以下「利用者設備」といいます。)を用意し、これをインターネットに接続するものとします。
- 2 お客様は、自己の費用と責任において、当社が定める本サービスの利用環境を整備するものとします。
- 3 利用者設備、そのインターネットへの接続又は本サービスの利用環境に不具合がある場合には、当社は、お客様に対して本サービスを提供する義務を負わないものとします。
- 4 当社が定める本サービスの利用環境を整備せずに本サービスを利用した結果、お客様に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条 (登録情報の届出)

- 1 お客様は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が定める情報(以下「登録情報」といいます。)を当社が定める方法により届け出るものとします。
- 2 お客様は、登録情報に変更があった場合には、当社が定める方法により速やかに変更の届出

を行うものとします。

- 3 当社は、お客様が前各項の届出を怠ったこと、あるいは届出が遅延した場合等によりお客様に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第5条（本口座の開設）

- 1 お客様は、当社所定の方法により、円貨の入出金及び仮想通貨の入出庫並びに円貨及び仮想通貨を保管するためのウォレット口座（以下「本口座」といいます。）の開設を申込みものとします。本サービスの申込にあたっては、個人のお客様であること、及び以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 満20歳以上満75歳未満の行為能力者であること。
- (2) 日本国内に居住していること。
- (3) 当社からの振込先口座は、日本国内に存する銀行の本人名義の金融機関口座を指定すること。
- (4) 本サービスのリスク・商品の性格・仕組み・内容について十分理解していること。
- (5) 本約款等の内容に同意し、ご自身の判断と責任により本サービスをご利用頂けること。
- (6) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、当社の指定する本人確認書類をご提出頂けること。
- (7) 外国PEPs※1に該当しないこと。
- (8) 以下の点を当社所定の様式により確約すること。
 - ・現在、かつ将来にわたって、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと。
 - ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為又は風説を流布し偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・上記に関して虚偽の申告をし、又はいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により本口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。※反社会的勢力には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (9) 本サービスにかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本サービスのために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (10) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること、及び日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。

- (11) ご自身専用のパソコン又はスマートフォン及び携帯電話端末をお持ちであること。
- (12) ご自身専用の携帯電話番号により SMS を通じた認証が可能であること。
- (13) パソコン又は当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォンでお取り引きすることができる環境があること。
- (14) ご自身専用の電子メールアドレスを当社に登録し、本サービスのログイン ID として適切に管理できること（他の方と共有のメールアドレスでのお申し込みは受け付けておりません。）。
- (15) 当社からの電子メール又は電話でのお問い合わせに対し、常時連絡をとることができること。
- (16) 適宜、当社ウェブサイトに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (17) 当社に登録頂く、携帯電話番号、電子メールアドレスは緊急時に連絡がとれること。
- (18) 第17条第1項若しくは第18条第1項に掲げる行為を行っていない又は行ったことがないこと。
- (19) その他当社が定める要件を満たしていること。

※1 PEPs (Politically Exposed Persons、外国の政府等において重要な地位を占める者等)

- 2 本口座はお客様1名につき、1口座とさせていただきます。
- 3 本口座開設の可否は、当社の審査基準に基づき判定するものとし、当社が本口座の開設を承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。
- 4 前項の審査に関するお問い合わせについて、当社はその内容については開示しないものとします。
- 5 当社は審査終了後に、お客様の登録住所に本サービスの利用を有効とする認証コードを郵送します。お客様は、この認証コードを当社の提供するマイページに入力することによって、本サービスの全ての機能がご利用できます。
- 6 本口座に入出庫可能な仮想通貨は BTC(ビットコイン)及び ETH (イーサリアム) のみとし、他の仮想通貨の入出庫はできません。
- 7 本口座内の現物の円貨及び仮想通貨は、仮想通貨のレバレッジにおける証拠金の計算対象となりません。

第6条 (ログイン ID とパスワードの管理)

- 1 お客様は本口座の開設にあたり、予めメールアドレスを当社に登録するとともに、ご自身でパスワードを設定して頂きます。ご登録頂いたメールアドレスはメインメールアドレスとして、当社が別途採番するユーザーID とともに本サービス利用時のログイン ID となります。
- 2 お客様は、当社が発行したユーザーID 及びお客様が設定したパスワード等 (以下「ログイン情報」といいます。) を第三者に開示し、若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏洩しないよう厳重に管理するものとします (パスワードを適宜変更することを含みます。)
- 3 ログイン情報を使用した第三者による本サービスの利用は、お客様による本サービスの利用

とみなします。お客様は、ログイン情報を使用した本サービスの利用に起因する一切の債務を負担し、第三者がログイン情報を使用して本サービスを利用したことにより当社が被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。以下同じ。）を賠償するものとします。

第7条（仮想通貨の混蔵寄託及び（準）共有権）

- 1 お客様が当社に寄託する仮想通貨は、他のお客様から寄託を受けた同一銘柄の仮想通貨と混蔵して保管し、返還にあたっては、混蔵物からお客様が寄託された仮想通貨と同種、同等、同量の仮想通貨を返還する、混蔵寄託契約により寄託するものとします。本口座及びトレード口座（仮想通貨の売買、仮想通貨のレバレッジなどの取引を行うための口座をいいます。以下同じ。）にお客様が有する数量が記録又は記載される仮想通貨については、当社は諸法令に基づき、お客様の有する権利の性質により適切に管理するものとします。
- 2 混蔵寄託された仮想通貨は、当社が自己で保有する仮想通貨とは分別して、仮想通貨の種類ごとに当社が設置したウォレットで保管するものとします。
- 3 前項により混蔵寄託された仮想通貨は、それぞれのお客様ごとの保有数量がデータ上直ちに判別できる状態で管理するものとします。
- 4 当社に仮想通貨を混蔵寄託したお客様は、当該仮想通貨及び他のお客様が当社に混蔵寄託した同一仮想通貨につき、（準）共有権を取得します。
- 5 寄託仮想通貨に係るお客様の（準）共有権は、お客様が当社より仮想通貨を買い付けた時に発生し、売り付けた時に消滅します。入庫時においては当該仮想通貨の実在性を本口座において当社が確認した時に発生し、出庫においてはお客様の出庫依頼に基づき当社が出庫手続きを実施した時に消滅します。

第8条（混蔵寄託仮想通貨の返還）

- 1 当社に混蔵寄託された仮想通貨の一部又は全部が盗難等により本口座、トレード口座又はウォレットから紛失した場合には、お客様からの出庫依頼に従い、当該仮想通貨と同種、同等、同量の仮想通貨又は金銭でお客様に返還するものとします。
- 2 前項において返還する仮想通貨の全てを当社が手当てできない場合は、当社が返還すべき当該仮想通貨に対するお客様の保有割合に応じて当社が手当てした仮想通貨を割り当てて返還するものとし、割り当てた仮想通貨以外については金銭で返還するものとします。但し、当社が手当てした仮想通貨の数量等によっては異なる取扱いを行う場合があります。
- 3 返還する仮想通貨又は返還する金銭の算定は、当社が定める時期における当該仮想通貨の価格を基に当社が算定するものとします。
- 4 仮想通貨又は金銭の返還時期は、個別約款等の定めに従って返還するものとします。なお、本サービス用設備（以下に定義します。）、インターネット接続サービス、ソフトウェアの不具合、仮想通貨の盗難又は天災地変、戦争、騒乱若しくは暴動等の不可抗力が発生した場合その他合理的な理由に基づき当社がお客様に通知した場合には、個別約款等の定めにかかわらず、当該事由が解消したと当社が判断し、お客様へ通知するまでの間、仮想通貨及び金銭の返還を猶予できるものとします。

第9条（トレード口座への振替）

- 1 お客様は、本口座の開設後、仮想通貨の売買、仮想通貨のレバレッジなどの取引を行う場合には、本口座内の円貨及び仮想通貨をトレード口座に振り替える必要があります。
- 2 トレード口座に入出庫可能な仮想通貨はBTC(ビットコイン)及びETH(イーサリアム)のみとし、他の仮想通貨の入出庫はできません。
- 3 トレード口座内の現物の円貨及び仮想通貨は、仮想通貨のレバレッジにおける証拠金の計算対象となります。

第10条（仮想通貨の入出庫）

- 1 お客様は、本サービスの利用に関して、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。
 - (1) お客様は、本口座からの仮想通貨の出庫又は送付を当社に依頼する時に、当社に対してその使用目的、適法性についての通知をすること。
 - (2) お客様が当社に本口座からの仮想通貨の出庫又は送付を依頼した時に、当社が、送付依頼人を確認させることを目的として、受取人にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。
 - (3) 当社に本口座への仮想通貨の送付又は入庫を依頼しようとする第三者により、お客様が本口座を送付先に指定された時に、当社が、送付先を確認させることを目的として、当該第三者にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。
- 2 トレード口座内の純資産額（以下に定義します。）若しくは円貨での預託証拠金残高（以下に定義します。）がマイナスとなっている場合又は当社が出庫処理を行う時点で預託証拠金残高が出庫予約額を下回っていた場合には、本口座からの仮想通貨の出庫又は送付ができないものとします。

第11条（電磁的交付）

お客様は、本サービスにおいて当社がお客様に提供することが法令に規定されている各種交付書面及び取引記録等について、紙媒体による書面の交付に代えて、これに記載すべき事項を次に掲げるいずれかの方法により提供することに承諾するものとします。

- (1) 電子メールをお客様に送信する方法
- (2) 当社ウェブサイト若しくは当社の提供する取引システムにおいて、ファイル又はデータをお客様の閲覧に供する方法。ただし、閲覧期間は、当該ファイルに記録された記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間とします。
- (3) その他当社が適切と認める電磁的方法

第12条（通知）

- 1 当社からお客様への通知は、本約款等に特段の定めがない限り、当社が適切と認める方法により行うものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メールの送信又は当社ウェブサイトへ

の掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載がなされた時に効力を生じるものとし、お客様の住所又は事務所宛に郵送により通知を行う場合には、当該通知は、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。

- 3 本サービスに関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

第13条（電話の録音）

当社はおお客様との間で行われるいかなる電話通話も事前の通告なしに録音できるものとします。

第14条（ロスカット及び不足金解消取引）

- 1 当社が定期的に行う証拠金維持率判定においてトレード口座における証拠金維持率（以下に定める計算式で算定される比率をいいます。以下同じ。）が当社の定める基準に達した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文（現物取引に係る注文を含みま
- す。）を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により差金決済すること（以下「ロスカット」といいます。）とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。なお、未約定注文が取り消され、証拠金維持率が当社の定める基準を超える場合にはロスカットは執行しないものとします。

証拠金維持率＝（純資産額－注文証拠金）÷ポジション必要証拠金×100

※「純資産額」とは、預託証拠金残高＋評価損益（円換算された金額）をいいます。

「注文証拠金」とは、未約定の注文に係る証拠金（円換算された金額）をいいます。

「ポジション必要証拠金」とは、その時点のポジションを持つために必要な証拠金（円換算された金額）をいいます。

「預託証拠金」とは、トレード口座において取引を行うために、お客様がトレード口座内に入金及び入庫する担保としての金銭及び仮想通貨をいいます。

「預託証拠金残高」とは、トレード口座内の預託証拠金に既決済損益を加算減算した取引日基準の預託証拠金残高（円貨及び仮想通貨）をいいます。

「評価損益」とは、建玉評価損益＋スワップポイント（円換算された評価額）をいいます。

「建玉評価損益」とは、その時点のポジションに対する評価額（スワップポイントを含み

ず。円換算された評価額）をいいます。

「スワップポイント」とは、建玉のロールオーバー時に発生するレバレッジ手数料をいいます。

- 2 ロスカットについて、当社の定める証拠金維持率の基準を大きく下回る状況で約定した場合又は、ロスカットの約定により、預託証拠金以上の損失がお客様のトレード口座で発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。

また、純資産額がマイナスとなった場合は、新規の取引を停止するとともに、本口座からの出金及び出庫が制限されることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

- 3 お客様は、当社がロスカットを行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することな

く預託証拠金から差引くこと、また、売買損金額が預託証拠金残高の額を上回り、純資産額がマイナスとなった場合、その額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。

- 4 第1項に定めるロスカットの基準は当社の判断によって変更することができるものとします。
- 5 ロスカットでは、ロスカット注文が執行されたときの配信価格で約定しますが、約定のための有効な価格が配信されていない場合には、有効な価格が配信されるまでロスカットに時間を要することや、ロスカットや他の注文が殺到した場合に約定処理に時間を要する場合があります。その結果、約定を優先させるためにお客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることをお客様はあらかじめ了承するものとします。
- 6 純資産額がプラスであっても、円貨での預託証拠金残高がマイナスとなった場合には、お客様は当該事象が発生した7営業日目の午前7時までに当該不足金額を円貨でトレード口座に差し入れるものとします。7営業日目の午前7時までに不足金額の差入れが当社で確認できない場合は、お客様の現物取引の未約定注文を全て取り消すとともに、当社の完全な裁量によりトレード口座内で保有する全ての仮想通貨をお客様の計算において売却すること（以下「不足金解消取引」といいます。）とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

また、円貨の預託証拠金残高がマイナスとなった場合は、本口座からの出金及び出庫が制限されることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。
- 7 お客様が新たに預託証拠金を当社に差し入れた場合でも、トレード口座への金額の反映が間に合わず、ロスカット又は不足金解消取引が執行されることがあることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

第15条（本サービスの中断及び廃止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前にお客様に通知することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために当社若しくは第三者が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下「本サービス用設備」といいます。）の故障により点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故、故障等により停止した場合
 - (3) 本サービス用設備への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受などにより本サービスを提供することができない場合
 - (4) 第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウィルスの本サービス用設備への侵入により本サービスを提供することができない場合
 - (5) 天災地変等の不可抗力、戦争、ストライキ、法令・規則等の変更、法定通貨若しくは仮想通貨事情の急変などにより本サービスを提供することができない場合
 - (6) 法令、当社が所属する業界団体の内部規則、当社規則等に基づき調査を行うことが必要と判断した場合

- (7) 仮想通貨の流動性が著しく低下した場合
 - (8) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
 - (9) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (10) 第三者による本サービス用設備への不正アクセス等により、本サービス用設備の安全性を確認する必要がある場合
- 2 当社は、本サービス用設備の点検又は保守作業を行うため、事前にお客様に通知のうえ、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- 3 やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本サービスの提供を廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 当社は、前各項の本サービスの中断又は廃止により、お客様が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第16条（本約款の変更）

- 1 本約款等は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。
- 2 当社は、本約款等を変更した場合には、当該変更内容をお客様に通知することとし、当該変更内容の通知後、お客様が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本サービスの解約の手続を取らなかった場合には、お客様は、本約款等の変更に同意したものとみなします。

第17条（禁止事項）

- 1 お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。
- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容又は本サービスにより利用できる情報を改ざんし、又は消去する行為
 - (3) 当社が提供する本サービス以外のツール等を使用した取引、又はその疑いのある行為
 - (3) 本約款等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為又は第三者が不快感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (13) 虚偽の登録情報を当社に届け出る行為

- (14) 当社の承諾を得ることなく、本サービスにより取得した情報を本サービス以外の目的で利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩する行為
- (15) 自ら又は第三者を利用した、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為
- (16) 取引とは関係がないと思われる入出金又は短時間での注文を繰り返し行う行為
- (17) 短時間に連続して同一の受取人に対する仮想通貨の送付を繰り返す等、本サービスの利用状況が不適當又は不審と認める行為
- (18) 同一人物が複数の本口座を開設する行為
- (19) 複数人物が一つの本口座及びトレード口座を利用する行為又はお客様本人以外の第三者に本口座及びトレード口座を利用させる行為
- (20) 仮想通貨の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為
- (21) 本サービス用設備につき逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを行う行為
- (22) 前各号の行為を助長する態様又は目的でインターネット上にリンクを作成する行為
- (23) その他当社が不適當であると認める行為

2 当社は、お客様の提供した情報が第1項各号の行為のいずれかに関連する情報であることを知った場合には、事前にお客様に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様が提供する情報（データ及びコンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

3 お客様が当社と行う取引について、第1項各号の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該違反行為の全部又は一部を停止させ、本口座・トレード口座の停止、解約等、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。取引がある場合は、過去に遡り取引を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、当該取引の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

第18条（解約等）

1 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知、催告等を要することなく、お客様の本サービスの利用の全部若しくは一部を停止し、又は本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 支払停止又は支払不能となった場合
- (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押え、仮差押え又は競売の申立てがあった場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
 - (6) 本約款等に違反した場合
 - (7) 当社が定める口座開設基準若しくは取引開始基準を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなった場合
 - (8) 第8条（電磁的交付）の承諾を撤回した場合
 - (9) 本約款等の変更承諾しない場合
 - (10) 本サービスにおける取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
 - (11) 反社会的勢力に該当する場合
 - (12) ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる場合、②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合、③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる場合、④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合、⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (13) その他本サービスを利用頂くことが不適切であると当社が認める場合
- 2 お客様は、前項第1号から第5号までのいずれかに該当したときは、当社に対して負うすべての債務につき当然に期限の利益を喪失するものとします。
 - 3 お客様は、第1項第6号から第13号までのいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
 - 4 当社は、第1項各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、当社がお客様のために保有する資産を、お客様への事前の通知やお客様の承諾を得ることなく、当社が適切と認める方法により処分することができるものとします。
 - 5 お客様は、当社が定める方法により本サービスの解約を申し込むことができるものとします。
 - 6 本サービスが解約された場合には、当社は、お客様のために保有する資産を金融機関の口座への振込その他当社が適切と認める方法によりお客様に返還することができるものとします。当該返還に要する費用はお客様の負担とし、お客様のために保有する資産が当該費用に不足する場合には、不足分の支払いがない限り、当社は返還義務を負わないものとします。

第19条（差引計算）

- 1 お客様が当社に対する債務を弁済しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、当社は、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続によらないで、いつでも相殺することができるものとします。
- 2 前項の相殺ができる場合には、所定の手続を省略し、お客様に代わりお客様資産の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。
- 3 前二項による差引計算の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率及び外国通貨又は仮想通貨の換算に用いる標準については、当社の定めによるものとします。
- 4 債務の弁済又は差引計算の場合において、お客様の債務全額を消滅させるに足りないときは、

当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

第20条（遅延損害金の支払い）

お客様は、本サービスの利用及び本約款等に基づく債務の履行を怠ったときは、年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第21条（債権等の譲渡）

- 1 お客様が当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとします。
- 2 当社は、本サービスに係る事業を他社に譲渡する場合、当該事業譲渡に伴い本サービスに係るお客様との契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他のお客様の情報等の全部又は一部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合が含まれるものとします。

第22条（免責事項）

- 1 当社は、次の各号に掲げる損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
 - (2) 利用者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等のお客様の接続環境の障害に起因する損害
 - (3) 本サービス用設備の応答時間等、インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウィルスの本サービス用設備への侵入に起因する損害
 - (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御することができない本サービス用設備への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受に起因する損害
 - (6) 当社が定める手順、セキュリティ手段等をお客様が遵守しないことに起因する損害
 - (7) 本サービス用設備のうち第三者が製作したソフトウェア（OS、ミドルウェアを含みます。）に起因する損害
 - (8) 本サービス用設備のうち第三者が製作するハードウェア及びデータベースに起因する損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律その他の法令又は裁判所の命令に基づく強制的な処分に起因する損害
 - (11) 本サービスに関する法令の新設、改廃、解釈の変更等（その効果が過去に遡及する場合を含みます。）に起因する損害
 - (12) 当社ウェブサイトとのリンクの有無を問わず、第三者のウェブサイト起因する損害
 - (13) その他当社の責めに帰することができない事由に起因する損害

- 2 当社は、お客様が本サービスを利用することにより、お客様と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスによりお客様が取得し、又は保有する仮想通貨の価値、機能、使用先及び用途につき何ら保証を行うものではなく、一切の責任（瑕疵担保責任を含みます。）を負わないものとします。
- 4 債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社のお客様に対する損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。

第23条 （損害賠償についての制限）

当社の責に帰すべき事由であっても、その理由の如何にかかわらず、当社が責任を負う損害は現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとし、お客様の逸失利益（得べかりし利益）について当社はその一切の責を負わないものとします。

第24条 （クーリングオフ）

お客様は本サービスの性格上、取引成立後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）は出来ないものとします。

第25条 （準拠法及び裁判管轄）

- 1 本約款等の準拠法は、日本法とします。
- 2 お客様と当社との間で生じた本サービス及び本約款等に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成30年1月11日 制定

平成30年3月7日 改訂

平成30年6月13日 改訂

平成30年10月1日 改訂